

教育委員会会議録

(定例会)

令和7年12月25日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和7年12月25日(木)	
2	場	所	教育委員会室	
3	開	会	午前10時30分	
4	出席委員		教育長 教育長職務代理者 委員 委員 委員	竹居秀子 大谷幸男 石田有世 小山和也 堀田香織
5	欠席委員		委員	伊藤華英
6	議場に出席した者		副教育長 教育委員会事務局理事兼管理部長 学校教育部長 生涯学習部長 管理部参事兼学校施設管理課長 学校教育部参事兼教職員人事課長 学校教育部参事兼教育研究所長 教育総務課長 教育財務課長 学校施設整備課長 教職員給与課長	栗原章浩 山本高弘 野津吉宏 深津健太郎 木村哲也 青木貴 田村浩司 小出博康 野口秀俊 田嶋真二 横澤一輝
7	会議録署名委員		大谷幸男	

8 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。
本日の議案については、報告第25号は人事に関する案件、報告第23号、議案第64号及び第65号は議会に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第23号、第25号、議案第64号、第65号の4件目は非公開となります。
会議の順番ですが、まず議案第66号から第70号、続いて報告第24号、その後、非公開となる報告第23号、議案第64号、第65号、報告第25号の順に審議することといたします。

議案第66号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは、議案第66号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第66号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は、別冊1の1ページから4ページまでとなります。

概要につきましては、資料4ページの「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」で御説明をさせていただきます。

「1. 概要」でございます。本議案は、栄養士法の改正に伴い規定を整備するため、さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を改正するものでございます。

「2. 改正内容」の栄養士法の改正に伴う規定の整備でございます。栄養士法の改正に伴い、管理栄養士養成施設の卒業者について

は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすための栄養士免許の取得が不要となったため、規定を整備するものでございます。

下段の新旧対照表（抜粋）を御覧ください。初任給の決定等には、基準となる免許取得以後の期間、経歴を号給数に換算するための経験年数を用います。改正前の規則では、学校栄養職員の経験年数を算出する際の起算点を栄養士の免許を取得した時以後と規定しております。今回の改正ではここに管理栄養士を加え、栄養士又は管理栄養士の免許を取得した時以後とし、管理栄養士の免許のみを取得している場合の経験年数算出の起算点を規定するものでございます。

「3. 施行期日」でございますが、市人事委員会の規則の相当職である栄養士と対応を合わせ、公布の日とするものでございます。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、議案第66号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

それでは、議案第67号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

議案第67号「さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は別冊1の5ページから8ページまでとなります。

概要につきましては、資料8ページの「さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」で御説明をさせていただきます。

「1. 概要」でございます。本議案は、文部科学省の施策による教員の処遇見直しにより、特殊勤務手当の額を変更するため、さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則を改正するものでございます。

「2. 改正内容」でございますが、特殊勤務手当のうち、教員特殊業務手当の一部について、支給額の引上げを行うものとなります。教員が学校管理下で行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合には、日額で手当が支給されます。このうち、「②児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急業務」、「③児童又は生徒に対する緊急の補導業務」について、文部科学省が業務の特殊性等を踏まえ、手当額の見直しを行ったことから、改正を行うものでございます。②及び③の業務に係る手当額を現行の7,500円から8,000円に引き上げ、①の業務に係る手当額と同額にするものでございます。

「3. 施行期日」でございますが、令和8年1月1日となります。説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 1点目、曜日は関係するのでしょうか。2点目、部活動には手当がありますか。また、特殊勤務手当にはどのようなものがあるのでしょうか。

教職員給与課長 1点目について、曜日によって支給要件は異なります。週休日や祝日は勤務を要しない日ですので、現行8時間程度従事以上勤務した場合が該当となり、平日の場合は、勤務時間以降に合計6時間程度従事した場合が該当となります。

2点目について、部活動指導手当として、3時間程度以上従事した場合には2,700円が支給されております。平日は該当せず、週休日等に従事した場合に支給されます。その他、修学旅行の引率で5,100円、対外運動競技の引率で5,100円などもございます。

石田委員 引率以外に、特殊勤務手当を支払ったことはありますか。

教職員給与課長 令和元年の台風の際、非常災害として支給実績がございます。市内全ての避難所を開設したという特殊事情があったものです。

竹居教育長 それでは、議案第67号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは、議案第68号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第68号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は別冊1の9ページから14ページまでとなります。

概要につきましては、資料13ページの「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」で御説明をさせていただきます。

なお、14ページにつきましては、用語等の参考資料となります。

本議案は、さいたま市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則を改正するものでございます。

「1. 市人事委員会勧告」でございますが、本年、市人事委員会より、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.60月分から4.65月分に引上げ、引上げた0.05月分は期末手当と勤勉手当にそれぞれ0.025月分ずつ均等に配分するよう勧告されました。

「2. 令和7年12月定例会での議決」でございますが、先の12月定例会において職員給与条例が改正され、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が引上げとなりました。

「3. 条例、規則、運用の関係と今回の改正」でございます。教職員給与条例においては、職員給与条例を準用しておりますので、職員給与条例の改正により、教職員についても期末手当及び勤勉手当の支給月数が引上げとなります。規則では、前年度の人事評価結果に基づき決定される勤勉手当の成績率の上限を職員、教職員それぞれ定めております。今回の条例改正に伴い、教職員の規則で規定している成績率の上限についても、0.025月分引上げるものでございます。

「4. 施行期日」でございますが、令和7年12月期に係る規定は公布の日、適用年月日は令和7年12月1日となります。また、令和8年度は引上げ分を6月期と12月期に均等に配分するため、令和8年6月期以降に係る規定の施行期日は令和8年4月1日となります。

なお、今年度の手当の引上げ分につきましては、給料表の引上げ分と合わせて差額計算を行い、1月上旬に支給する予定でございます。

説明は以上となります。御審議の程よろしく願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

堀田委員 12月に上がり、翌6月に下がるということですね。

教職員給与課長 はい、そうです。

小山委員 1点目、期末手当と勤勉手当の違いを教えてください。2点目、評価によって引上げるということは、全員ではないということでしょうか。

教職員給与課長 1点目、資料14ページに用語の説明がございます。期末手当は、賞与のうち、在職期間に応じて支給するもの、勤勉手当は、賞与のうち勤務成績に応じて支給するものです。2点目、0.05月分の引上げは人事院勧告や民間の状況を踏まえた標準的な支給割合でございます。さらに、人事評価結果に基づいて成績率を計算しております。

小山委員 期末手当は一律で0.025月分引上げ、勤勉手当の0.025月分は評価によって変わるということですね。

大谷委員 評価に対する異議申し立ての事例はありますか。

教職員給与課長 給与を支給する段階において異議申し立てを受けたことはございません。給与には人事評価結果が反映されることとなりますが、事前に人事評価面談やフィードバック面談等がありますので、評価者と被評価者の間で十分に擦り合わせをしているものと、理解しております。

大谷委員 校長によっては、全員を高評価にしてしまうことはありませんか。

教職員給与課長 「特に優秀」と「優秀」という評価がありますが、設定できる割合をあらかじめ決めております。校長の判断で偏ることはございません。

小山委員 民間企業の場合、評価面談を行った際にその場で被評価者に押印していただきます。ここまでは支店長の主観ですので、その後に人事部が甘辛調整を行い、支店長にフィードバックします。支店長の押印をもって変更を認めたということになります。

教育委員会として調整した際に校長の評価と変わることがあるかと思いますが、その場合のフィードバック制度はありますか。

教職員給与課長 評価者として、一次評価者、二次評価者、調整者を設定しており、最終的には調整者権限で調整いたしますので、フィードバックはございません。

大谷委員 その評価に対して異議を唱える人はいませんか。

教職員給与課長 今のところ、そのような申し立てを受けたことはございません。

竹居教育長 それでは、議案第68号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは、議案第69号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第69号「さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は別冊1の15ページから23ページまでとなります。

概要につきましては、資料23ページの「さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」で御説明をさせていただきます。

「1. 概要」でございます。本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえた、さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

「2. 改正内容」でございます。本改正は、文部科学省の施策による教員の処遇見直しにより、学級担任への加算の創設と、義務教育等教員特別手当の手当額の見直しに伴う規定の整備を行うものでござ

います。11月の教育委員会会議定例会においては、学級担任への加算の創設に伴い、教職員給与条例に規定する義務教育等教員特別手当の上限額を改正することについて、御説明をさせていただきました。本定例会では、加算する金額3,000円や支給対象となる校務分掌等を規則で定めることについて、御審議いただくものでございます。

表の上段の学級担任への加算の創設でございますが、学級担任の職務の重要性や負担を踏まえた処遇の見直しとして、既存の義務教育等教員特別手当の枠組みを活用し、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の普通学級の学級担任に対して、月額3,000円を加算するものでございます。

次に、下段の義務教育等教員特別手当の手当額の見直しでございますが、今般の教職調整額等の段階的な引上げによる処遇見直しの状況を踏まえ、全ての教員に対して支給されている義務教育等教員特別手当の手当額について、3分の1程度の額を縮減するものでございます。この義務教育等教員特別手当の一律支給分につきましては、現行、給料月額1.5%程度の額を定額で支給しておりますが、これを3分の1縮減いたします。例えば大学新卒の教諭の場合ですと、月額2,600円から月額1,800円となります。

次の追加する規定(抜粋)でございますが、御説明しましたとおり、分掌する校務によって教育職員を区分し、学級担任に対しては一律支給分に加えて3,000円を支給するよう規定を追加するものでございます。

「3. 施行期日」でございますが、令和8年1月1日となります。説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 担任は非常に大変ですから、学校によっては押し付け合いになり、成り手がいないこともあります。今回の改正はインセンティブになるので非常に良いと思いました。

義務教育等教員特別手当とはどのような趣旨の手当なのでしょう。また、教務主任や学年主任等にはどのような手当が付いているのでしょうか。

教職員給与課長 義務教育等教員特別手当とは、優秀な人材の確保のために教員を優遇する措置で、給与の約1.5%の金額が全員一律で支給されております。今回、一定程度の処遇改善が行われますので、人材確保に基

づく手当の意味合いは薄まり、減額したものです。また、教務主任や学年主任等には一日につき200円、手当が支給されております。

竹居教育長 それでは、議案第69号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 令和8年度全国学力・学習状況調査について

竹居教育長 それでは、議案第70号について、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長 議案第70号「令和8年度全国学力・学習状況調査について」を御説明いたします。

別冊2の2ページを御覧ください。

「1 調査の目的」は、3点ございます。教育施策の検証及び改善、学習指導の充実や学習状況の改善、教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立でございます。

「2 調査の名称」が示してございます。

「3 調査の対象」は、小学校第6学年の児童と中学校第3学年の生徒です。中等教育学校前期課程の3年生や特別支援学校の児童生徒も対象となっております。

「4 調査事項」について御説明いたします。

「(1) 児童生徒に関する調査」は、「ア 教科に関する調査」と「イ 質問調査」が行われます。そのうち「ア 教科に関する調査」は、小学校については国語、算数の2教科で、中学校については国語、数学、英語の3教科で実施されます。中学校英語のみ、タブレットを用いて、文部科学省 CBT システム「MEXCBT」で、それ以外の教科は冊子を用いた筆記方式で実施されます。

なお、中学校英語については、調査結果は IRT スコア等で示されます。また、「イ 質問調査」は、児童生徒を対象に文部科学省 CBT システム「MEXCBT」で実施いたします児童生徒質問調査と、オンライン方式で学校を対象に実施いたします学校質問調査がございます。

「(2) 調査実施日」でございますが、中学校英語を除く小学校国語、算数、中学校国語、数学で、教科に関する調査が、令和8年4月

23日木曜日に予定されております。児童対象の質問調査につきましては、令和8年4月24日金曜日から5月8日金曜日までの間に実施されます。

中学校英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の調査実施日につきましては、令和8年4月20日月曜日から4月23日木曜日となっております。生徒質問調査の調査実施日は、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の調査実施日と同一となっております。

中学校英語「話すこと」の調査実施日は、文部科学省より抽出された当日実施校については令和8年4月24日金曜日から4月27日月曜日のいずれかの日となっております。当日実施校以外については、令和8年4月28日火曜日から5月29日金曜日までとなっております。

学校質問調査の実施期間につきましては、令和8年4月1日水曜日から4月17日金曜日までとなっております。

なお、中学校英語については、今年度の中学校理科と同様、IRT分析した結果が、生徒や委員会に返却されることになっております。また、資料には記載はありませんが、令和8年度全国学力・学習状況調査の中学校の結果公表については、今年度と同様、3回に分けて実施される予定です。

本市におきましては、この全国学力・学習状況調査に、平成19年度の第1回調査以来、全ての調査に参加しております。調査に参加することにより、児童生徒の学力・学習状況を詳細に把握することができ、成果と課題が客観的、かつ具体的に明らかになりますので、本市の令和8年度全国学力・学習状況調査への参加を御提案させていただきます。

以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

中学校英語「話すこと」は抽出校だけが実施ですか。また、IRTでも成果は出そうですか。

教育研究所長

抽出校だけではなく、全校で実施されます。IRTでも成果が出ることを期待しております。

小山委員

質問調査とはどのようなものでしょうか。

教育研究所長 児童生徒へのアンケートとして将来の目標や授業での ICT 活用などを聞くものと、学校へのアンケートとして管理職が回答するものがございます。

小山委員 学校へのアンケート項目にはどのようなものがありますか。

教育研究所長 学校の規模や生徒数のほか、ICT の活用状況等などの質問項目があります。

竹居教育長 それでは、議案第 70 号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第 24 号 令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長 それでは再開します。報告第 24 号について、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 報告第 24 号「令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明いたします。

資料は、別冊 3 の 3 ページをお願いします。

この報告の内容は、令和 7 年さいたま市議会 12 月定例会に追加で提出した令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）についてですが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、臨時代理したものでございます。今回の内容については、既に議会からの議決はいただいている案件になりますので、御了承ください。

11 ページをお願いします。提案理由でございます。

令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、国の令和 7 年度補正予算を活用し、防災・減災・国土強靱化の推進に資する事業として、小・特別支援学校体育館への空調設備の整備及び避難所となる小・中学校のトイレ改修工事に要する経費について、市長に申出するものです。

6ページをお願いします。「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず上の表、歳入につきましては、右から2つ目、補正額の列をご覧ください。一番下の行 歳入合計3億7,556万円の増額補正となります。次に下の表、歳出につきましては、歳出合計18億3,209万8千円の増額補正となります。

7ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費補正」でございますが、追加分として「中学校営繕事業」はトイレ改修工事につきまして、「特別支援学校施設等維持管理事業（学校施設整備課）」は空調設備整備につきまして増額補正するとともに年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

変更分として「小学校施設等整備事業」は空調設備整備につきまして、「小学校営繕事業」はトイレ改修工事につきまして増額補正するとともに年度内の事業完了が見込めないことから、通常の12月補正予算で設定した繰越明許費の変更を行うものでございます。

続いて、9～10ページの事項別明細書等になりますが、こちらも14ページの事務事業概要で詳細を説明させていただきます。

それでは、14ページをお願いいたします。

上段の学校施設整備課所管の「小学校施設等整備事業」でございますが、国の令和7年度補正予算を活用し、防災・減災・国土強靱化の推進に資する事業として、小学校体育館への空調設備の整備に要する経費について、補正を行うものです。補正額は、8億2,520万9千円になります。

15ページをお願いいたします。

下段の「特別支援学校施設等維持管理事業（学校施設整備課）」でございますが、先ほど御説明した小学校と同様に、国の令和7年度補正予算を活用し、特別支援学校体育館への空調設備の整備に要する経費について、補正を行うものです。補正額は、7,479万9千円になります、学校施設整備課の双方の事業がともに年度内に完成が見込めないため全額繰越明許するものです。

14ページをお願いいたします。

下段の学校施設管理課所管の「小学校営繕事業」でございますが、国の令和7年度補正予算を活用し、防災・減災・国土強靱化の推進に資する事業として、避難所となる小学校のトイレ改修工事に要する経費について、補正を行うものです。補正額は、6億8,660万円の増額補正となります。

次に、15ページをお願いいたします。

上段の学校施設管理課所管の「中学校営繕事業」でございますが、

先ほど御説明した小学校と同様に、国の令和7年度補正予算を活用し、避難所となる中学校のトイレ改修工事に要する経費について、補正を行うものです。補正額は、2億4,549万円の増額補正となります、学校施設管理課の双方の事業がともに年度内に完成が見込めないため全額繰越明許するものです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第23号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長

それでは再開します。報告第23号について、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

報告第23号「さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

報告第23号につきましては、条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて、臨時代理を行ったものでございます。説明は、5ページの概要資料に沿って説明をいたします。

「1. 改正の経緯」を御覧ください。本改正は、児童数の増加や、中学校35人学級の実施によって学級数が増加すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、「2. 改正の内容」を御覧ください。改正内容につきましては、教職員定数について、現行の6,435人を317人増員し、6,752人と改めるものでございます。こちらにつきましては、中学校35人学級が完成する令和10年度までの定数を見込んでおり、定数の算定に当たっては、実際の教職員数との余裕幅を持たせるため、あと5人増えたら1学級増となる学年を、プラス1学級として定数を算出しております。

施行期日は、令和8年4月1日とするものです。

説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

議案第64号 さいたま市立原山小学校東校舎（普通教室棟）改築（建築）工事請負契約について

竹居教育長 続いて、議案第64号について、事務局から説明をお願いします。

学校施設整備課 議案第64号「さいたま市立原山小学校東校舎（普通教室棟）改築（建築）工事請負契約について」を御説明いたします。

本議案は、リフレッシュ工事に伴う原山小学校の工事について、請負契約を締結したいので、市長に申出するものでございます。

「1 契約の目的」は記載のとおりです。本工事の名称となります。

「2 契約の方法」は、一般競争入札で、「3 契約の金額」は5億4,670万円、「4 契約の相手方」は、株式会社田中工務店でございます。

7ページをお願いいたします。提案理由書でございますが、令和8年2月議会において議決をいただくため、市長に申出するものでございます。

8ページをお願いいたします。工事の概要でございます。

「2 工事場所」はさいたま市緑区原山1丁目地内でございます。JR浦和駅から東に約1.5kmの産業道路沿いに位置する学校となります。「3 敷地面積」は約15,000㎡、「4 構造規模」は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上3階建てで、建築面積などは記載のとおりでございます。工期は議会の議決を得たる日から令和9年6月30日まででございます。

工事内容でございますが、現在解体しております旧東校舎及び渡り廊下の新築工事と外構工事になります。いわゆる建替でございます。

最後に9ページをお願いします。学校全体の配置図でございます。

今回建替える校舎は、敷地の右側の薄く網掛けしている校舎になります。こちらは建設後の図面となりますが、四角の1と四角の2の部分でございます。元々あった校舎を解体し、新たに建設いたします。グラウンドとカタカナで書いてあるところがございますが、現在、ここに仮設校舎が立っておりまして、子どもたちが利用しています。工事中は、高さ2メートルの仮囲いにより、子どもたちの動線と工事が重ならないように配慮しております。そのほか、子どもたちへの安全を第一に、慎重に工事してまいります。また、原山小学校で一番古い校舎は築65年でございます。今回はその校舎を建替えるものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくをお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。
それでは、議案第64号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 さいたま市立谷田小学校（5-1、-2、-3・6・7棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

竹居教育長 続いて、議案第65号について、事務局から説明をお願いします。

学校施設整備課長 議案第65号「さいたま市立谷田小学校（5-1、-2、-3・6・7棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について」を御説明いたします。

本議案は、谷田小学校のリフレッシュ工事について、請負契約を締結したいので、市長に申出するものでございます。

「1 契約の目的」は記載のとおりです。本工事の名称となります。

「2 契約の方法」は、一般競争入札で、「3 契約の金額」は8億2,358万円6,500円で、「4 契約の相手方」は、スミダ工業株式会社でございます。

11ページをお願いいたします。提案理由書でございますが、先ほどの原山小学校と同様に、令和8年2月議会において議決をいただくため、市長に申出するものでございます。

12ページをお願いいたします。工事の概要でございます。

「2 工事場所」は、さいたま市南区太田窪5丁目地内でございます。JR浦和駅から東に約1.5kmの産業道路沿い、先ほどの原山小学校から南に約1.1kmいった位置にある学校となります。「3 敷地面積」は約18,500㎡、「4 構造規模」は、鉄筋コンクリート造、地上3階建てで、建築面積などは記載のとおりでございます。工期は議会の議決を得たる日から令和10年3月3日まででございます。

工事内容でございますが、谷田小学校は改修工事でございます。屋上の防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事ほ

かと外構工事となっております、建物の外と中すべてをフルリニューアルいたします。

最後に13のページをお願いします。学校全体の配置図でございます。

今回、改修する校舎は、南校舎でございます、網掛けしている部分となります。グラウンドとカタカナで書いてあるところの右側に砂場とありますが、現在、ここに仮設校舎が立っております。工事中はこの仮設校舎を活用するとともに、高さ2メートルの仮囲いで、工事範囲を完全に囲ってしまうことにより、子どもたちの安全を確保してまいります。また、谷田小学校で一番古い校舎は築60年でございますが、躯体と呼ばれるコンクリートの柱やはり等の状態が良いため、ここで改修を実施し、あと20年は使用してまいります。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、議案第65号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第65号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第25号

さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

竹居教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉

会

午前11時17分